

日光自然博物館エントランス棟（仮称）整備事業に係る公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公告する。

令和8（2026）年6月22日

栃木県知事 福田 富一

1 事業概要

(1) 事業名

日光自然博物館エントランス棟（仮称）整備事業

(2) 工事箇所

日光市中宮祠 2480-1

(3) 事業内容

設計業務及び建設工事

(4) 履行期限

ア 設計業務 令和9（2027）年6月末日

イ 建設工事 令和10（2028）年9月末日

2 参加者の構成要件

(1) 参加者は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム（企業連合）」という。）又は単体とする。

(2) コンソーシアム（企業連合）を構成する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、コンソーシアム（企業連合）の構成員は、他のコンソーシアム（企業連合）の構成員及び単体として本プロポーザルに参加することはできない。

ア コンソーシアム（企業連合）の構成員は、設計業務を担当する者（以下「設計担当構成員」という。）及び建設工事の施工を担当する者（以下「施工担当構成員」という。）からなるものとし、構成は以下のとおりとする。

(ア) 設計担当構成員は1者とする。なお、(イ)に示す施工担当構成員のいずれかと同一の者としてすることができる。

(イ) 施工担当構成員数は、以下に示す施工形態に応じて1者から5者とする。

a 建築工事に電気設備工事と機械設備工事を含め一体的に施工する場合は、2者又は3者の構成員からなる任意に結成された特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）又は単体とする。

b 建築工事に電気設備工事又は機械設備工事のいずれか一方を含めて施工し、他方は別の構成員が施工する場合は、建築工事については2者又は3者の特定JV又は単体とし、建築工事に含まれない電気設備工事又は機械設備工事については単体とする。

c 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の3工種をそれぞれ分担して施工する場合は、建築工事については2者又は3者の特定JV又は単体とし、電気設備工事及び機械設備工事については、それぞれ単体とする。

イ コンソーシアム（企業連合）の代表者には、施工担当構成員（複数の場合には建築工事担当者）を充てるものとする。

3 参加表明書の提出者に要求される資格

(1) 設計担当構成員の資格要件

設計担当構成員の資格要件は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、特に定めのない

限り、公告日を基準とする。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく建築士事務所であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。
- ウ 令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（令和 7（2025）年栃木県告示第 109 号）に基づく入札参加資格のうち、建築に係るものを有する者であって、かつ、県内に本店を有すること。
- エ 一級建築士が 3 名以上在籍すること。
- オ 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 21 年 3 月 26 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- キ 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- ク 参加表明書の提出期限日（以下「評価基準日」という。）において、次の①及び②の業務について、いずれも発注者から直接受注（PFI 事業の場合は、PFI 事業を受注した者が発注した業務を直接受注）した実績（建設工事関連業務共同企業体の構成員としての実績を含む）を有する者であること。ただし①と②は同一実施設計業務であることを要しない。
 - ①平成 28（2016）年 4 月 1 日以降に成果物引渡しを完了した、以下(i)又は(ii)が発注した業務委託料 500 万円以上の新築建築物の実施設計業務
 - (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者
 - (ii) 上記(i)が発注した PFI 事業を受託した者
 - ②平成 28（2016）年 4 月 1 日以降に設計業務が完了した 1 棟あたりの延べ面積が 300 m² 以上で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は、木造の新築建築物の実施設計業務
- ケ 管理技術者は評価基準日においてクに掲げる実績を有し、評価基準日以前から雇用している一級建築士であること。
- コ 照査技術者は評価基準日以前から雇用している一級建築士であること。
- サ 担当技術者は評価基準日以前から雇用していること。

(1) 施工担当構成員の資格要件

施工担当構成員の資格要件は、次に掲げる各区分に応じ、該当する要件に関して満たす者とする。
なお、特に定めのない限り、公告日を基準とする。

ア 共通事項

総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和 8（2026）年 4 月 1 日版）に示すとおりとする。

イ 建築工事（設備工事を含む場合も同じ。）

(ア) 単体又は特定 JV 代表者（単体は e、f の要件を除く。）

- a 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格において建築一式工事 SA 級に登録されている者であって、かつ、県内に本店を有すること。

- b 評価基準日において、次の①及び②の工事について、いずれも元請け（PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者）として施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む）を有する者であること。ただし①と②は同一工事であることを要しない。
- ①平成23（2011）年度以降に完成引渡し完了した、以下(i)又は(ii)が発注した請負金額500万円以上の新営工事に係る建築一式工事（工種が建築一式工事のものに限る。）
- (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者
- (ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受注した者
- ②平成23（2011）年度以降に完成引渡し完了した、1棟あたりの延べ面積が300㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は、木造の建築物における、新営工事に係る建築一式工事（工種が建築一式工事のものに限る。）
- c 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。
- (a) 建築一式工事に係る特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等を有すること。
- (b) 評価基準日において、平成23（2011）年度以降に完成引渡し完了した、以下(i)又は(ii)が発注した請負金額500万円以上の建築一式工事（工種が建築一式工事のものに限る。）について、元請け（PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者）として受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む）した工事における主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、担当技術者、又は現場代理人として施工した経験を有するもの。
- (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者
- (ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受注した者
- (c) 建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (d) 評価基準日以前から雇用している者であること。
- d 次に掲げる①又は②のいずれかの条件を満たす人数以上の技術職員を雇用していること（評価基準日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）
- ① 一級技術職員（一級建築施工管理技士又は一級建築士）数が5人以上
- ② 一級技術職員数が4人以上かつ二級技術職員（二級建築施工管理技士または二級建築士）数が3人以上
- e 評価基準日において、特定JVの構成員のうち出資比率が最大の者であること（同率である場合を含む。）
- f 評価基準日において、栃木県知事から本工事に係る特定JVとしての建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。なお、特定JVに関するその他必要な事項は、栃木県建設共同企業体取扱要領によるものとする。なお、同要領第16第2項中「当該工事の契約が締結されたとき」を「当該事業の基本協定が締結されたとき」と読み替えるものとする。
- (i) 特定JV代表者以外の者
- a 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格において建築一式工事SA級またはA級に登録されている者であって、かつ、県内に本店があること。
- b 評価基準日において、特定JVにおける出資比率が2者の場合にあつては30%以上、3者の場合にあつては20%以上の者であること。
- c 評価基準日において、栃木県知事から本工事に係る特定JVとしての建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。なお、特定JVに関するその他必要な事項は、栃木県建設共同企業体取扱要領によるものとする。なお、同要領第16第2項中「当該工事の契

約が締結されたとき」を「当該事業の基本協定が締結されたとき」と読み替えるものとする。

ウ 分担施工における電気設備工事

- (ア) 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格において電気工事A級に登録されている者であって、かつ、県内に本店があること。
- (イ) 評価基準日において、次の①及び②の工事について、いずれも元請け（PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者）として施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有する者であること。ただし①と②は同一工事であることを要しない。
- ①平成23（2011）年度以降に完成引渡し完了した、以下(i)又は(ii)が発注した請負金額500万円以上の電気工事（工種が電気工事のものに限る。）
- (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者
 - (ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受注した者
- ②平成23（2011）年度以降に完成引渡し完了した、1棟あたりの延べ面積が300㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は、木造の建築物における、新営工事に係る電気工事（工種が電気工事のものに限る。）
- (ウ) 評価基準日以前から雇用している者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。
- (エ) 電気工事に係る特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等を有するものを主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。
- (オ) 次に掲げる①又は②のいずれかの条件を満たす人数以上の技術職員を3人以上雇用していること（評価基準日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）
- ① 一級電気工事施工管理技士
 - ② 技術士（第二次試験のうち技術部門及び選択科目を下記とする者に限る。）
 - ・電気電子部門（選択科目は問わない。）
 - ・建設部門（選択科目は問わない。）
 - ・総合技術監理部門（電気電子部門又は建設部門に係る科目とする者に限る。）

エ 分担施工における機械設備工事

- (ア) 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格において管工事A級に登録されている者であって、かつ、県内に本店があること。
- (イ) 評価基準日において、次の①及び②の工事について、いずれも元請け（PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者）として施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有する者であること。ただし①と②は同一工事であることを要しない。
- ①平成23（2011）年度以降に完成引渡し完了した、以下(i)又は(ii)が発注した請負金額500万円以上の管工事（工種が管工事のものに限る。）
- (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者
 - (ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受注した者
- ②平成23（2011）年度以降に完成引渡し完了した、1棟あたりの延べ面積が300㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は、木造の建築物における、新営工事に係る管工事（工種が管工事のものに限る。）
- (ウ) 評価基準日以前から雇用している者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。
- (エ) 管工事に係る特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等を有するものを主任技術

者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

- (オ) 次に掲げる①又は②のいずれかの条件を満たす人数以上の技術職員を3人以上雇用していること（評価基準日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）

①一級管工事施工管理技士

②技術士（第二次試験のうち技術部門及び選択科目を下記とする者に限る。）

- ・機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」（旧「熱工学」を含む。）又は「流体機器」（旧「流体工学」を含む。）とする者に限る。）
- ・上下水道部門（選択科目は問わない。）
- ・衛生工学部門（選択科目は問わない。）
- ・総合技術監理部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」（旧「熱工学」を含む。）、「流体機器」（旧「流体工学」を含む。）又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る科目とする者に限る。）

4 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書を提出した者の中から、次の選定基準に基づき、技術提案書を提出することができる者として5者を選定する。なお、選定対象となる最下位順位で同評価者の者が複数存在し5者を超える場合は、一級建築士の人数が多い者を上位とする。

- (1) 設計担当構成員の業務経験及び配置予定技術者の経験・能力
- (2) 施工担当構成員の施工能力及び信頼性

5 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 4 (1)及び4 (2)に示す評価基準
- (2) 実施方針及び特定テーマ

6 手続等

- (1) 担当部署

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館14階）

栃木県県土整備部建築営繕課企画営繕担当

電話 028-623-2516 FAX 028-623-2489 E-mail ken_eizen_kikaku@pref.tochigi.lg.jp

- (2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和8（2026）年7月2日（木）

イ 提出場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館14階）

栃木県県土整備部建築営繕課企画営繕担当

電話 028-623-2516 FAX 028-623-2489 E-mail ken_eizen_kikaku@pref.tochigi.lg.jp

ウ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）により1部提出すること。併せて電子データ1式を電子メール等により送付すること。

持参による提出は、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条に規定する県の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）に行うこと。電子メール等による送付は令和8（2026）年7月2日（木）

午後4時までに行うこと。

(3) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限

令和8(2026)年7月21日(火)

イ 提出場所

6(2)イの提出場所とする。

ウ 提出方法

持参、郵送等(書留郵便等により提出期限までに必着すること。)により5部提出すること。併せて電子データ1式を電子メール等により送付すること。

持参による提出は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)に行うこと。電子メール等による送付は令和8(2026)年7月21日(火)午後4時までに行うこと。

7 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

本事業の詳細は、「日光自然博物館エントランス棟(仮称)整備事業説明書」による。

説明書は、令和8(2026)年6月22日(月)から令和8(2026)年7月2日(木)午後4時まで6(2)イの提出場所において配付するとともに、ホームページに掲載する。

配付は、休日を除く毎日の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

HP：https://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/kikaku/202606_nippakuseibipuropojissi.html

8 その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、総合評価指名競争入札説明書共通事項(履行確実性確認型)及び総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項(施工体制確認型)(令和8(2026)年4月1日版)の規定を準用する。
- (2) 県は、特定した技術提案書の提案者(以下「特定者」という。)と基本協定書の締結に向けた交渉を行うものとする。
- (3) 県は、特定者の辞退があった場合(上記(2)の交渉が不成立の場合を含む。)は、技術提案書を新たに特定する。
- (4) その他の詳細については、基本協定締結時に、県及び特定者が誠意をもって協議するものとする。